

NO	質 問	回 答
1	設置工事等には、いつから着手してよいか。	県から交付が決定された後(6月上旬を予定)となります。交付決定前の事前着手(契約締結、代金支払など)は認められません。
2	賃借している建物への設置は対象となるか。	自ら使う目的であれば賃借物件での申請は問題ありませんが、貸主の同意を得て円滑に進めることや、モデル事業としてふさわしい期間事業を継続できるのかを十分検討の上申請してください。
3	同一の会社が複数の事業拠点に発電設備を設置する場合はどのように申請すればよいか。	発電設備を設置する場所1カ所ごとに申請してください。
4	同一事業所内で、複数の建物にそれぞれ発電設備を設置する場合は、どのように申請すればよいか。	当該事業所内における一体的な事業計画と認められる場合には、一つの事業として申請してください。 ただし、建物毎に受電契約が分かれている場合は別の事業として申請してください。
5	蓄電池として電気自動車を設置したいが、対象となるか。	定置式の蓄電池を対象としており、電気自動車は対象外です。
6	太陽光パネルを屋根に設置するにあたり、屋根の改修が必要になった際には屋根の改修費用は補助対象となるのか。	太陽光パネル設置するために必要かつ最小限の補強工事等は対象となりますが、補助金額はあくまで発電出力×10万円となります。

NO	質 問	回 答
7	設置業者が県外事業者でも良いか。	設置業者、PPA事業者は県内事業者に限るものではありません。
8	災害時や停電時に電気を供給できるようパワーコンディショナーは自立運転機能が必須か。	パワーコンディショナーに自立運転機能は求めておりません。
9	補助単価は太陽光パネル等の出力か、パワーコンディショナー等変換器の出力か。	パネル等の出力合計とパワーコンディショナー等の出力のいずれか低い方をもって発電設備の出力と判断します。
10	熱供給設備とはどういったものを想定しているか。	バイオマスボイラーや太陽熱、地中熱を用いた設備等を想定しています。単に熱や冷気をそのまま使うものではなく、燃焼設備や熱交換、ヒートポンプ等の設備・機械・器具を利用するものです。
11	太陽光発電設備との併設ではなく、蓄電池単独でも補助対象になるか。	蓄電設備単独の設置でも補助対象となりますが、申請時点で自家消費用の太陽光発電設備等を設置していない場合等は、再エネ電気の供給を受ける等、新たな再エネの導入が必要となります。
12	導入後に5年間の実績報告をしていく上で、発電量が想定より悪かった場合などにペナルティを受けることはあるのか。	発電量が想定を下回った場合などでもペナルティが生じることはありませんが、発電量が期待ほどでなかったこと、その原因等を事例として公表する場合があります。

NO	質 問	回 答
13	発電した電力を自家消費したうえで余剰電力を売電することは可能か。	自家消費のみを対象としており、余剰分であっても売電は認められません。
14	申請書への押印は必要か。	押印は不要です。そのためメールによる申請も受け付けますが、添付書類の全部事項証明書は原本の提出を求めますので、郵送等も併用ください。
15	補助事業の審査とは書類の審査だけか、それともコンペ方式の説明が必要か。	書類のみの審査を予定しております。
16	各種省エネ機器(例:空調の制御機器)の導入により、ある程度の省エネを達成できる見込みだがそのような設備は補助対象になるのか。	省エネ機器の導入は補助対象になりません。
17	太陽光パネルを近隣の土地に設置し、自営線を敷設する場合、その自営線は補助対象になるのか。	太陽光発電設備の一部と認めますが、補助金額はあくまで発電出力×10万円となります。
18	発電設備と熱供給設備を同時に申請しても良いか。	発電設備と熱供給設備は別々で申請をしてください。

NO	質 問	回 答
19	補助金の交付時期はいつ頃になるのか。	補助金は事業完了後の検査に合格した後に交付します。このため、交付時期は事業完了のタイミングにより、概ね完了後1ヶ月程度です。